

茂原市クーリングシェルトアの指定等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、熱中症による市民の健康に係る被害の発生を防止するため、市民が涼しく過ごせる市内の施設をクーリングシェルトア及び涼みどころ（以下「クーリングシェルトア等」という。）として指定すること等に関して、気候変動適応法（平成30年法律第50号。以下「法」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) クーリングシェルトア 法第21条第1項の規定により市が指定する指定暑熱避難施設をいう。
- (2) 涼みどころ クーリングシェルトアに類する市民が涼しく過ごせる施設をいう。

(指定にかかる基準)

第3条 クーリングシェルトア等の指定を受けることができる施設は、法第21条第1項各号に定めるもののほか、次に掲げる基準のいずれにも該当する施設とする。

- (1) クーリングシェルトア等の利用を営利目的とした施設でないこと。
- (2) 公序良俗に反する施設でないこと。
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業に該当する施設でないこと。
- (4) その他市長が適当でないと認める施設でないこと。

(指定申請)

第4条 クーリングシェルトア等の指定を受けようとする施設を管理する者は、茂原市クーリングシェルトア等指定申請書（別記第1号様式）を市長に提出しなければならない。ただし、公共施設にあっては、この限りではない。

(指定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該施設をクーリングシェルトア等として指定し、茂原市クーリングシェルトア等指定通知書（別記第2号様式）により、当該申請者に通知するとともに、指定内容について公表するものとする。

2 前項における審査の結果、相当と認められないときは、茂原市クーリングシェルター等不指定通知書（別記第3号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

3 第1項においてクーリングシェルターとして指定した場合は、法第21条第3項の規定による協定を締結するものとする。

4 第1項の規定による指定を受けた施設は、市から配布されるクーリングシェルター等に関する掲示物等を見やすい位置に設置するものとする。

（指定解除申請）

第6条 前条第1項の規定による指定を受けた施設を管理する者は、指定を解除しようとする場合は、前条第3項による協定の有効期間が満了する日の1か月前までに茂原市クーリングシェルター等指定解除申請書（別記第4号様式）を市長に提出しなければならない。

（指定解除）

第7条 市長は、前条並びに法第22条第1項及び第2項の規定により、第5条第1項の規定による指定を解除したときは、指定を解除した施設の管理者に対して、茂原市クーリングシェルター等指定解除通知書（別記第5号様式）を交付するものとする。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。